

第1号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(春日市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 春日市職員退職手当支給条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(春日市表彰条例の一部改正)

第5条 春日市表彰条例(昭和63年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(春日市行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 春日市行政不服審査会条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(春日市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 春日市個人情報情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び附則第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)
又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(春日市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除

く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の春日市職員の給与に関する条例第23条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(春日市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の春日市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに春日市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。